

高山市中心市街地活性化基本計画の見直しについて

1. 計画の位置づけ

- ・ 中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために策定するもの
- ・ 中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項に計画を策定できることが規定

2. 見直しの理由

- ・ 現行計画の計画期間が平成26年度で終了
- ・ 第八次総合計画をはじめとする各種計画との整合
- ・ 社会情勢の変化への対応

3. 計画期間

- ・ 平成27年度～平成31年度（5年間）

4. 見直しのポイント（詳細別紙）

(1) 基本計画の方針

- ・ 交流人口の増加を促進するため、国内外から来訪者を受け入れる国際観光都市の視点を基本計画の方針に追加

(2) 計画の区域

- ・ 伝建地区をはじめ歴史的文化遺産が残る観光地区、鉄道やバスといった公共交通の拠点となっている高山駅周辺地区、商店街等の商業集積地区を基本とし、中心市街地に必要な都市機能を含む区域（177ha）を設定

(3) 取り組み内容

- ・ まちづくり会社などと連携した空き家・空き店舗活用によるまちづくりの取り組みを追加
- ・ 歴史的な町並みを継承するため、景観重要建造物等の修景などの取り組みを追加
- ・ 外国人観光客のニーズに対応した商店街等の受け入れ体制の充実のほか、通訳案内士の育成等の取り組みを追加
- ・ まちなかの回遊性や快適性向上のため、観光案内機能の強化、まちなかにおける車両進入制限、障がい者等への観光案内の充実、おもてなしの心で来訪者を迎える取り組みを追加

- ・ 伝統文化をテーマとした文化交流拠点として旧森邸周辺の整備計画を追加

5. 今後の予定

- (1) パブリックコメントの実施
- (2) 高山市中心市街地活性化推進会議への協議
- (3) 国への認定申請
- (4) 計画の公表